

標茶町森林整備計画 変更計画書

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 39 年 3 月 31 日

標 茶 町

目 次

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	19
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
4 その他必要な事項	20
 III 森林の保護に関する事項	20
第1 鳥獣害の防止に関する事項	20
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	21
 第2 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	21
1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等	21
2 鳥獣による森林被害対策の方法	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5 その他必要な事項	22
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項	22
1 保健機能森林の区域	22
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	22
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	22
4 その他必要な事項	22
 V その他森林の整備のために必要な事項	22
1 森林経営計画の作成に関する事項	22
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	23
3 森林の総合利用の推進に関する事項	23
4 住民参加による森林の整備に関する事項	23
5 その他必要な事項	24
 別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産林機能の維持増進を図る森林の区域	27
別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	38
別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	44